

徳島県告示第四百二十五号

徳島県卸売市場条例（昭和四十七年徳島県条例第十六号）第八条の規定に基づき、次のとおり卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八条第一項の許可に係る卸売の業務を廃止する旨の届出があったので、同条例第二十六条第二号の規定により告示する。

令和元年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

卸売の業務を行っていた者の名称	卸売の業務を行っていた市場の名称	取扱品目の部類	廃止年月日
株式会社阿南中央地方卸売市場	株式会社阿南中央地方卸売市場	青果部	令和元年九月三十日